

平生町障がい者活躍推進計画

機関名	平生町（町長部局）
任命権者	平生町長
計画期間	令和7年4月1日～令和12年3月31日（5年間）
平生町(町長部局)における障がい者雇用に関する課題	平生町においては、令和6年6月1日現在の実雇用率は1.3%であり、法定雇用率の2.8%を下回ったが、同年12月1日現在の実雇用率は2.59%となり、法定雇用率は同様に下回ったものの、達成するために採用しなければならない数は0人である。 法定雇用率は今後引上げが予定されていることから、令和7年度以降においても法定雇用率を達成するため積極的な採用活動を行う必要がある。 参考 令和6年6月1日時点 法定雇用率：2.8% 実雇用率：1.3% （※令和6年12月1日時点 実雇用率：2.59%） ※令和8年7月以降 法定雇用率：3.0%（予定）
目標	
①採用に関する目標	障がい者である職員の実雇用率について、各年度において、当該年6月1日時点の法定雇用率以上を目標とする。 参考 令和6年6月1日時点 法定雇用率：2.8% 【評価方法】 毎年任免状況通報による把握及び進捗管理を行うものとする。
②定着に関する目標	不本意な離職者を極力生じさせないことを目標とする。 【評価方法】 毎年任免状況通報時、人事記録等を元に、特に前年度採用者の定着状況を把握し、進捗管理を行うものとする。
取組内容	
1. 障がい者の活躍を推進する体制整備	○障害者雇用推進者として総務課長を選任する。 ○必要に応じて、組織内の人的支援体制（障害者雇用推進者、人事担当、障害福祉担当、保健師等）を整備するとともに、組織外の関係機関と連携体制を構築し、役割分担及び各種相談先を整理し、関係者間において情報を共有する。 ○役割分担及び各種相談先については、人事異動等に変更が生じるため、定期的に更新を行う。
2. 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出	○現に勤務する障がい者が従来の業務遂行が困難となった場合、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。
3. 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	○関係機関（厚生労働省障害者雇用対策課、山口労働局、柳井公共職業安定所、その他障がい者が利用している支援機関等）と連携し、障がい者雇用に係る情報の共有を図るほか、軽易な業務に従事する職員の募集を行うなど、障がい特性に配慮した選考方法や職務の選定を工夫し、募集や採用に努める。 ○新規に採用した障がい者については、定期的に必要な配慮等を把握し、措置を講じる。 ○措置を講じるに当たっては、障がい者からの要望を踏まえつつ、可能な範囲内において適切に実施する。
4. その他	○各関係法律等に基づき、障がい者の活躍の場を拡大できるよう、適切な支援、配慮に努める。